

知的財産権(知的所有権)講座

「著作権法」を考える

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 桜井 博行

『「著作権法」を考える』, 前号 (Vol.11) で述べたように, 本稿 (Vol.12) をこのシリーズの最終稿とする。

最終稿ということで何か気のきいたことを一言と, あれやこれや思い巡らしてはみたが, どれもぱっとしない。

そこで, 著作権法に関連して今年 (1999年) を振り返り, トピックと思われるものを探せば, 「著作権法制100年」があがる。わが国における著作権法の施行は, 1899年, 明治32年7月15日である。

したがって, 今年はこれより100年経過したことになる。係る100年は, 「著作権法」という名称の法律が施行されてからということである。

それ以前に, 出版条例, 版權条例という名称の法律による著作権法制の時代があったことは, すでに述べてあるとおりである。

本稿では, 著作物の概念, 著作権侵害に対する刑事罰, 最近の著作権法改正について述べる。

1. 著作物の概念

現行著作権法は124箇条 (124箇条中, 枝を有するものもあるので実際には124より多いが) よりなる。この中から, 著作権法の性格・内容を表現し, かつ, 重要な条文3つをあげるとすれば, 1条, 2条, 21条ということになる。

これらは, それぞれ法目的, 定義, そして複製権についての規定である。

まずは21条, 著作権法の条文の中で最も重要とい

ってよい条文であり, 「著作者は, その著作物を複製する権利を専有する」旨を規定する。著作物の複製は, 著作者だけができ, それ以外の者はしてはならない (専有), といっているのである。

どうして21条が著作権法の中で最も重要な条文ということになるのか, それは, 1条とのかかわりから説明される。

1条は, 「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」との制約を有しながらも, 「著作者等の権利の保護を図り, もつて文化の発展に寄与すること」が, 著作権法の目的であるとしている。

つまり, 著作権法は文化の発展への寄与を, 著作者等の権利を保護することによって果たそうとしているのである。

「文化の発展への寄与」と「著作者等の権利の保護」とは, 目的と方法・手段という関係であり, 一般には, 目的が上位概念で, 方法・手段が下位概念とされる。だが, 目的と方法・手段とは, 同格といって差し支えないことがあり得, 本著作権法の場合, これに該当する。

加戸守行氏は, 『本条の見出しは, この法律の「目的」と書いてございますけれども, その趣旨とするところは, 非常に抽象的ないい方でございますが, 第2条以下を解釈する際の解釈基準として, 著作者等の権利の保護が第一義的な目的であるということによって, この法律が解釈されるということでございます。そういう意味では, 具体的な条文を理解する, あるいは解釈する際の大きな目安になるということでございます。』といわれる¹⁾。

したがって、著作権法は著作者等の権利を保護する法律であり、係る権利保護の中心となる条文が21条である。すなわち著作権法の条文中、21条が最も重要な条文との理由である。

次いで権利の客体について述べる。文言の意味・内容の明確性という点からすれば、本来、こちらを先に述べるべきだったかもしれない。

権利主体と係る主体の有する権利の性質（両者を合わせて、以下、「権利主体等」という）を先に述べたのは、既述のように著作権法の目的から筆者なりに条文の重要度を判断した結果にほかならない。文言解釈にウエイトをおいていえば、どの条文が重要であるとの規定があるわけでもなく、権利の主体と客体とは、いわば車の両輪的關係にあり、序列などなく同格のはずのものである。

さて、権利の客体とは、権利の対象となるものの、「もの」そのものをいい、著作権法における権利客体は「著作物（著2条1項1号）」である。

係る著作物につき、著作権法1条は、著作物に関する著作者の権利を定めることも著作権法の役割である旨をうたう。具体的には、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、…」となっている。客体たる著作物に関する著作者の権利が定められ、一義的に法目的が権利者等の権利の保護にあるのだから、著作物の保護もまた法目的のカテゴリーといって差し支えないはずである。

判例集（有斐閣：著作権判例百選等）の中で、著作物に関する判例の数は少なくない。以前紹介したウォール・ストリート・ジャーナル事件も結局のところ新聞の著作物性を問うものであった。興味のある方は、ぜひ、ダイジェストであっても判例に直接当たってほしい。

定義規定を有しながらも、著作権法の解釈で、最も問題になるのが「著作物」についての解釈である。

そこで、以下にこれについての判例を1件紹介することとする。

事実の概要：原告Xは訴外Aの求めに応じ、インテリア備品（スモークスタンド、ダストボックス、レインスタンド、プラントボックス）の設計図

21枚を描いた。

被告Yは、Xのスモークスタンドの設計図に依拠して製作される製品に類似していると思われる製品を製作販売した。これに対しXはYに、著作権および著作者人格権侵害を理由に製造の差し止め、損害賠償、謝罪広告などを求めて提訴に及んだものである。

なお、原告Xはデザイン研究所を主宰し、通商産業省グッドデザイン選定商品を多数デザインしたインテリアデザイナーである。

原告Xは、「本件設計図は、ステンレスを主たる素材とした高級インテリア備品であり、単に使用目的に対応した機能を有するだけではなく、シンプルな形態、幾何形態をデザインの基本として設定された厳格なフォルム、さらに、シンメトリックに構成される表現美、使用目的としての機能美と美術を芸術性にまで昇華させ、設置空間におけるオブジェなり得るものの設計図であり、獨創性を見いだすことができる」旨主張をした。

一方、被告Yは、「原告の設計図にある灰皿やゴミ箱は実用品であって獨創性のない形態であり、文芸や学術の範囲に属するものではなく、灰皿やゴミ箱等の客観的に定まった形状を、ごくありふれた手法で書いた略図であるから、思想または感情を創作的に表現したものともしえないから著作物ではない」旨主張した。

これに対して東京地裁は、「工業製品の設計図は、基本的訓練を受けた者であれば、だれでも理解できる共通ルールに従って表現されているのが通常であり、本件設計図もこれに拠るものと認められ、表現方法そのものに獨創性を見いだす余地はなく、また、本件設計図から読みとることのできる什器²⁾の具体的デザインは、本件設計図との関係でいえば表現の対象である思想またはアイデアであり、その具体的デザインを設計図として通常の方法で表そうとすると、本件設計図上に現に表現されている直線曲線等からなる図形、補助線、寸法線、寸法、数値、材質等の注記と大同小異のものにならざるを得ない。本件設計図に表現された什器の実物そのものは、デザイン思想を表現したものとはいえず、大量生産される

実用品であって、著作物とはいえない」と判示した³⁾

すなわち判旨は、一般に工業製品の設計図に独創性はない、本件設計図に表現されている什器のデザインは、結局のところ思想またはアイデアであり、当該什器は、デザイン思想を表現したものとはいえず、大量生産される実用品であるので、著作物（著2条1項1号）ではないと判断している。

筆者としても、係る判断の結論は支持したい。ただ、上記を著作物性否定の根拠とするには、もう少し具体的な判断基準を示す必要があったと思う。なぜなら、著作権法の保護客体である著作物の中には、いわゆる工業所有権法の一である意匠法⁴⁾の保護客体と交錯するものがあるからだ。一般に著作権法と意匠法、前者の保護客体は一品制作的要因に、後者の保護客体は大量生産を前提とした工業的要因（意匠法3条1項本文）に、重きがおかれる。

これからすれば、前述に示したように、東京地裁判決がいう本件設計図に具現されているものは、意匠法の保護客体である意匠ではあっても、著作権法の保護客体である著作物ではないとの結論もおおむね理解できる。しかし、実用品イコール著作物性なしとの結論は短絡的であり、著作物と意匠との間に交錯があることを無視しているとさえ思える。それゆえ、困難なことではあるが、両者のメルクマールへの言及がなされるべきであった。

いずれにせよ著作権法による判断は以上のとおりであるが、創作者である原告Xを保護する余地が全くなかったのが気になる。

Xの立場でいうなら、係る場合への備えとして意匠登録をしておくべきであった。これがなされていれば結論は逆になっていた事案のように思われる。

本件と類似の問題になるであろうものとして、いわゆる応用美術がある。別冊ジュリスト「著作権判例百選（有斐閣）」は、これと類似していると思われる判例として、仏壇彫刻事件⁵⁾、博多人形事件⁶⁾を紹介している。

前者は、仏壇内部を飾る各仏壇部品の彫刻を原型として、シリコンゴムでその型枠を取り、この型枠にプラスチックを注入して製作された仏壇彫刻、後者は、石膏で型取りし量産される彩色素焼き人形で

ある。両者とも、係争対象物が量産を前提とするものであるにもかかわらず著作物性が肯定された事案である。

2. 著作権侵害に対する刑事罰

著作権侵害への対応として、刑事罰についてはあまり触れていない。最後にあたり、著作権侵害に対する刑事罰についてその概要を述べる。

罰則についての定めは、第8章119条以下にあり、著作者人格権（第2章第3節第2款、すなわち著18～20条）、著作権（支分権すべて、すなわち第2章第3節第3款の著作権に含まれる権利の種類に規定されている21条～28条）、出版権（第3章79～88条）または著作者隣接権（第4章第1～7節89条以下）を侵害した者は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられる（著119条柱書）。

ただし、これの適用にあたっては告訴が必要である旨が規定されている（著123条1項）。つまり、親告罪であり、被害者からの告訴がなければ公訴提起はできない。その侵害について刑事責任を追及するかどうかは被害者である権利者の判断に委ねることが適当との理由に基づくものである⁷⁾。

係る親告罪の対象となるのは、平成11年改正前においては上記119条と121条の2（外国原盤商業用レコードの無断複製・頒布の罪）だけであったが、後述する120条の2中、3号（権利管理情報の侵害罪）も加えられた。

第8章中、119条、120条の2第3号および121条の2以外は非親告罪である。具体的には、60条に規定する著作者の死後における人格的利益保護を侵害する罪（著120条）、著作者の名称を詐称する罪（著121条）、出所不明示の罪（著122条）である。

3. 最近の著作権法改正

現行著作権法は、一世代前の著作権法（旧法：明治32年～昭和45年）との対比において、新著作権法と呼ばれる場合もある。

新著作権法は、昭和45年に制定され、翌46年1月

1日から施行されて以来、時代の変遷を反映し何度かの改正が行われている。

最近の改正、二を以下に紹介する。

3.1 著作権法平成9年改正

この改正の眼目は、ネットワークの発達に対応するため、すなわち、近年、送信・受信、双方向において情報伝達が可能なメディアの発達・普及が著しく、従来のラジオ、テレビのような一方のメディア以上に著作権者等の利益に大きな影響を与えるに至ったことによるものである。

概要は、自動公衆送信、放送、有線放送を含む公衆への送信全体を「公衆送信(著2条1項7号の2)」と、無線・有線のインタラクティブ送信(公衆からの求めに応じ自動的に行う送信)を「自動公衆送信(同9号の4)」と定義し、2条1項7号の2の有線電気通信の送信のうち、同一の構内におけるものについて、プログラムの著作物をこの対象から除外した(プログラムの著作物の送信を除く)。これによって、同一構内における送信行為が、プログラム著作物に関する限り、公衆送信に該当することを明確化した。

このような送信に関し著作権者が有する権利を、従来23条1項は「放送権、有線送信権」としていたが、「公衆送信権等」と改め、係る権利が著作物の送信可能化にも及ぶこととした。

また、著作隣接権の範囲に属する事柄として、実演家・レコード製作者に対し、その実演・レコードを送信可能化する権利を認めることとした(著92条の2、96条の2)。

平成9年の改正に際し、著作権審議会マルチメディア小委員会で検討された事項のなかには「コピープロテクション解除装置への対応」も含まれていたが、同年の改正には至らず、引き続きの検討課題とされていた。

その後、平成10年2月の「中間まとめ」を経て、平成11年の法改正で立法に至った。条文を次の平成11年改正の中で紹介する。なお、関連して不正競争防止法の改正がなされている。

3.2 著作権法平成11年改正

本改正法は、原則、平成12年1月1日より施行される(附則1項本文)こととなっているが、ただし書きにより、上記120条の1を含め、11年10月1日よりすでに施行されているものがある。

これに限って紹介する。2条1項に新規概念として、

「二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法(次号において「電磁的方法」という。)により、第十七条第一項に規定する著作権者人格権若しくは著作権又は第八十九条第六項に規定する著作隣接権(以下この号において「著作権等」という。)を侵害する行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作権者の同意を得ないで行つたとしたならば著作権者人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

二十一 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作権者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利(以下この号において「著作権等」という。)に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの(著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理(電子計算機によるものに限る。)に用いられていないものを除く。)をいう。」を定義した。

30条1項 私的使用の複製を認めない場合として、従来の自動複製機器を用いて複製する場合だけでな

く、上記新設2条1項20号所定の「技術的保護手段」の回避等によって複製する場合を除外する場合も加え、それぞれ1項1号、2号として規定した。

新設2条1項21号「権利管理情報」を受け、これについても、113条3項（新設）各号所定の行為がなされた場合は、侵害とみなす（著作者人格権、著作権、著作隣接権の侵害）こととした。

また、113条4項（新設）で、商業用レコードの二次的使用の場合の使用料、貸与権に基づく貸与による報酬の規定は、すなわち113条3項の適用については、著作隣接権（みなし規定による場合も含む）とみなすこととした。

著作権侵害の場合の処罰について規定する119条（既述）1号において、上記113条3項（4項の場合を含み、後述する新設120条の2第3号の場合も同じ）によって侵害とみなされた場合を除く旨を、改正前のものに付け加えられている。処罰規定が本条と後述120条の2の二本立てになったことに対応したものである。

同条2号では、119条による処罰の対象は、30条1項1号、2号のうち、1号（自動複製機器による複製）である旨の改正が、既述30条1項の改正を受けなされた。ただ、結果的に改正前法の規定内容と変わらない。

処罰規定が1箇条、120条の2として新設されているので、これについては条文をあげる。

「第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護

手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者」

との規定であり、新設事項に係る行為による侵害が、119条では重いと考えられることに対応したものである。

123条は、著作権侵害に対する刑事罰のうち親告罪であるものについて規定する。前述120条の2では、3号のみが親告罪の対象であるとの文言付加が改正点である。

4. 謝辞（寄稿を終えるにあたり）

平成9年当時、本誌の編集担当の若松道博氏の勧めと激励により執筆することとした本稿、Vol.11で述べたように今回をもって終えさせていただく。

拙稿にもかかわらずお読みくださった方、さらには質問・意見をくださった方、貴重な情報を提供してくださった国立都城高専の木村友久助教授に厚くお礼申し上げます。

上記若松氏には、執筆の場と機会を与えていただき感謝に堪えない。そして、若松氏の後を受け編集を担当された西山氏、その後任の熊一氏には、題材選定、校正等すべての面で協力してもらった。お陰で私にとっては長丁場の全12回を完とすることができた。ただただ、感謝のことばしかない。最後になって恐縮であるが、お世話になった一人である西山氏の体調の回復を念じ本稿を閉じる。

注

- 1) 加戸守行：「著作権法逐条講義」著作権情報センター。
- 2) 「じゅうき」と読み、日用の道具の意。
- 3) 東京地裁平成9年4月25日判決、判例時報1605号。
- 4) 意匠法は工業上利用することができる意匠の創作の保護を通じ産業の発達に寄与することが目的（意1条）であり、保護客体は意匠（物品のデザイン）。
- 5) 神戸地裁姫路支部昭和54年7月9日判決。
- 6) 長崎地裁佐世保支部昭和48年2月7日決定。
- 7) 加戸守行：「著作権法逐条講義」、p.621、著作権情報センター。